

外為法に基づく対内直接投資制度について

平成26年3月
財務省国際局

外為法に基づく対内直接投資制度の概要

- 外為法は、対外取引の原則自由という基本的考え方に立ちつつ、経済協力開発機構（OECD）の資本移動自由化コード（OECDコード）等の国際的な投資ルールの範囲内で、国の安全等の理由から、一部業種に限定して、対内直接投資に対する規制（審査付事前届出制度）を導入している。
- 具体的には、外為法に基づき、以下に掲げる対内直接投資等については、外国投資家に対し、財務大臣及び事業所管大臣に対する事前届出義務を課している（これ以外は、事後報告）。

① 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すおそれのある対内直接投資等（OECDコードの範囲内で、規制している業種）

－ 「国の安全」に係る業種

： 武器、航空機、原子力、宇宙開発に関連する製造業、軍事転用の蓋然性が高い汎用品の製造業、等

－ 「公の秩序」に係る業種

： 電気業、ガス業、熱供給業、通信事業、放送事業、水道業、 鉄道業、旅客運送業

－ 「公衆の安全」に係る業種

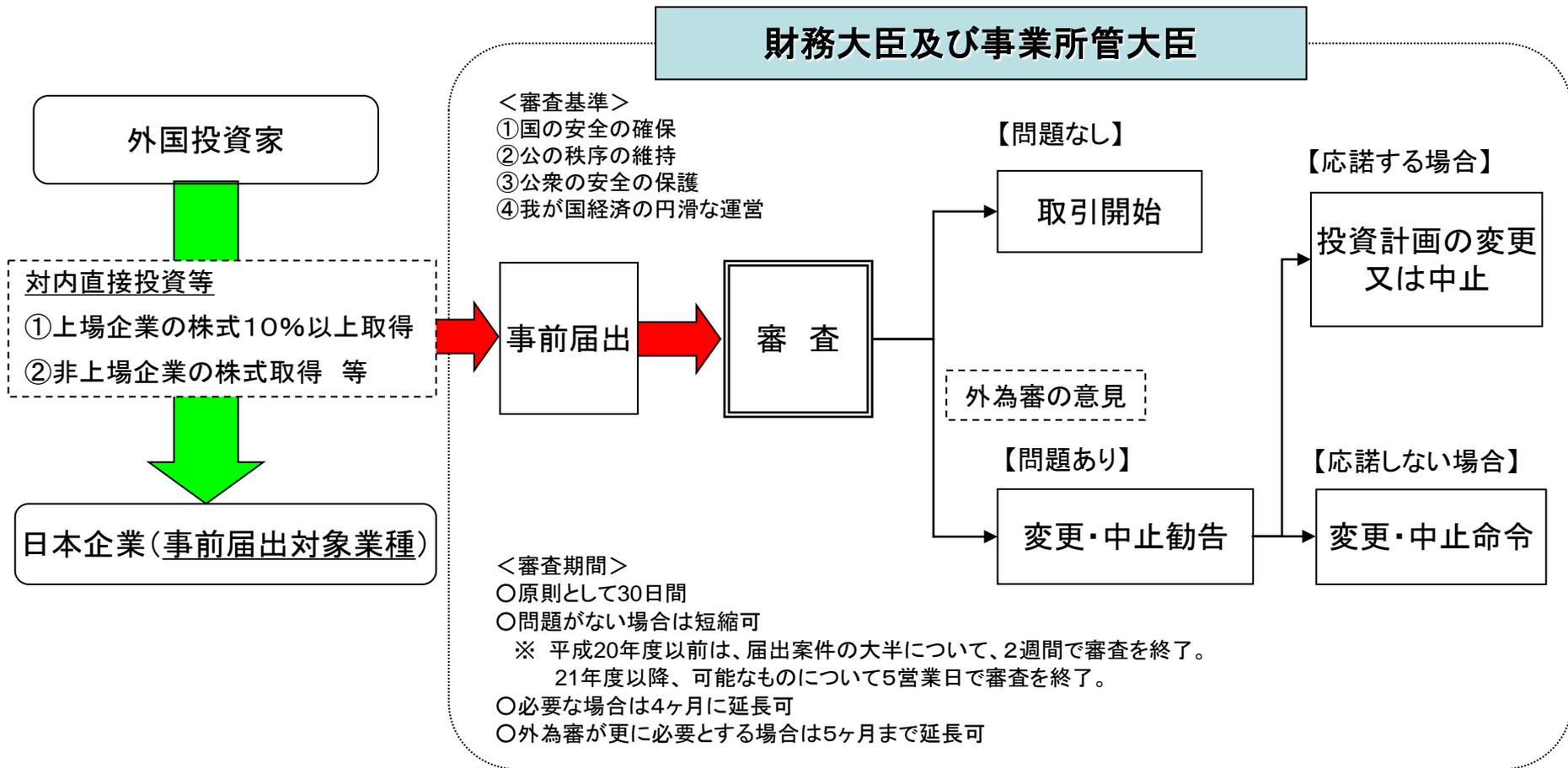
： 生物学的製剤製造業、警備業

② 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすおそれのある対内直接投資等（我が国固有の事情により、OECDに通報した上で自由化を留保している業種）

－ 農林水産業、石油業、皮革・皮革製品製造業、航空運輸業、海運業

なお、告示において、上記①、②に該当する事前届出業種及び事後報告業種を列挙している。

対内直接投資：事前届出対象業種に係るフローチャート



※外国投資家とは、次に掲げるもので、対内直接投資等を行うもの。

- ① 非居住者である個人
- ② 外国の法令に基づいて設立された法人等
- ③ ①又は②が直接保有する議決権の数と、他の会社(①又は②による出資比率が100分の50以上を占める会社)を通じて間接に保有される議決権の数との合計が100分の50以上を占める会社
- ④ ①が役員又は代表権限を有する役員のいずれかの過半数を占める法人等